



鳥取県公報

平成 22 年 3 月 26 日 (金)
号外第 30 号

毎週火・金曜日発行

目 次

- ◇ 教委訓令 鳥取県教育委員会事務処理権限規程（2）（教育総務課）・・・・・・・・・・ 2

教育委員会訓令

鳥取県教育委員会訓令第2号

鳥取県教育委員会事務処理権限規程を次のように定める。

平成22年3月26日

鳥取県教育委員会委員長 上 山 弘 子

鳥取県教育委員会事務処理権限規程

(目的)

第1条 この訓令は、教育委員会又は教育長の権限に属する事務の決裁に関し必要な事項を定めることにより、事務処理の能率化及び責任の所在の明確化を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 決裁 事務の処理について、最終的に意思を決定することをいう。
- (2) 専決 常時教育委員会又は教育長に代わって教育委員会又は教育長の名において決裁することをいう。
- (3) 専決権者 専決することができる者をいう。
- (4) 委任決裁 教育委員会又は教育長の権限に属する事務の一部の委任を受けて、常時教育委員会又は教育長に代わって自己の名において決裁することをいう。
- (5) 委任決裁権者 委任決裁することができる者をいう。
- (6) 正当決裁権者 教育委員会、教育長、専決権者又は委任決裁権者をいう。
- (7) 代決 正当決裁権者が不在の場合に、当該者に代わって正当決裁権者の名において決裁することをいう。
- (8) 代決権者 代決することができる者をいう。
- (9) 不在 出張、疾病その他の事由により決裁することができない状態をいう。
- (10) 本庁 鳥取県教育委員会事務局等組織規則(昭和39年鳥取県教育委員会規則第5号。以下「組織規則」という。)第2条第3項に規定する本庁をいう。
- (11) 教育機関 鳥取県教育センター設置条例(昭和48年鳥取県条例第6号)第1条の規定により設置された鳥取県教育センター、鳥取県立青少年社会教育施設の設置及び管理に関する条例(昭和52年鳥取県条例第7号)第2条の規定により設置された鳥取県立大山青年の家及び鳥取県立船上山少年自然の家、鳥取県立図書館の設置及び管理に関する条例(平成2年鳥取県条例第7号)第2条の規定により設置された鳥取県立図書館、鳥取県立博物館の設置及び管理に関する条例(昭和47年鳥取県条例第29号)第2条の規定により設置された鳥取県立博物館、鳥取県埋蔵文化財センター設置条例(昭和57年鳥取県条例第14号)第1条の規定により設置された鳥取県埋蔵文化財センター並びに鳥取県立むきばんだ史跡公園の設置及び管理に関する条例(平成22年鳥取県条例第4号)第1条の規定により設置された鳥取県立むきばんだ史跡公園をいう。
- (12) 地方機関 組織規則第2条第4項に規定する地方機関をいう。
- (13) 本庁組織 組織規則第2条第7項に規定する本庁組織をいう。
- (14) 課長等 本庁組織の課(課に相当するものを含む。以下同じ。)及び本庁機関(組織規則第2条第5項に規定する本庁機関をいう。以下同じ。)の長をいう。
- (15) 所長等 本庁機関以外の教育機関及び地方機関の長をいう。

(教育委員会の決裁事項)

第3条 教育委員会の決裁事項は、別表第1の各項の表の事務処理権限の区分の教育委員会の欄に 印により定めるとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、教育委員会は、必要があると認めるときは、教育委員会の決裁事項を教育長に専

決させることができる。

(教育委員会の権限に属する事務の専決事項)

第4条 教育委員会の権限に属する事務のうち教育長に対する事務の委任等に関する規則(昭和55年鳥取県教育委員会規則第2号。以下「委任規則」という。)第2条各号に掲げる事務についての教育長、課長等及び所長等の専決事項は、それぞれ別表第1の各項の表の事務処理権限の区分の専決権者の欄に印により定めるとおりとする。

(教育委員会への報告)

第5条 教育長は、第3条第2項又は前条の規定により自ら又は課長等若しくは所長等が専決した事務について、必要があると認めるときは、これを教育委員会に報告しなければならない。

(代決)

第6条 別表第1の各項の表の事項の欄に掲げる事項についての代決は、正当決裁権者があらかじめ定める職員が行うことができるほか、次の表の第1欄及び第2欄の区分に応じて、それぞれ当該第3欄に掲げる第1順位者が行い、正当決裁権者及び第1順位者がともに不在のときは、それぞれ当該第4欄に掲げる第2順位者が行うことができる。

組織		正当決裁権者	第1順位者	第2順位者
1 本庁		教育長	次長	主務課長等
		課長等	主務課長補佐等(課長補佐及びこれに相当するもののうち、担当業務における上席の職員をいう。)	主務係長等(係長及びこれに相当するもののうち、担当業務における上席の職員をいう。)
2 教育機関	教育センター	所長	次長	主務課長
	図書館	館長	副館長	主務課長
	博物館	館長	副館長	主務課長
	船上山少年自然の家	所長	主務係長	
	大山青年の家	所長	主務係長	
	埋蔵文化財センター	所長	次長	主務室長又は主務係長(室に置かれる係の係長を除く。)
3 地方機関	教育局	局長	次長	主務係長

2 前項の場合において、同一順位の代決権者が2名以上ある場合には、代決に係る事務の区分に応じた業務を所掌する者のうちから、あらかじめ正当決裁権者の定める者が代決するものとする。

(専決又は代決に係る事務処理の制限等)

第7条 別表第1の各項の表の事項の欄に掲げる事項について、専決権者又は代決権者は、専決又は代決に係る事務が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、上司の指揮を受けてこれを処理しなければならない。

(1) 疑義があり、又は紛議を生じ、若しくは生ずるおそれがあるとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、自らの判断のみでは決裁することが適当でないとき。

(類推による専決)

第8条 別表第1の各項の表の事項の欄に掲げられていない事項については、当該事項の内容により専決することが必要であり、かつ、適当であると認められる場合には、これらの表に掲げられている事項から類推して専決することができる。

(教育長事務に係る教育長の決裁事項)

第9条 次に掲げる事務(以下「教育長事務」という。)について教育長が別に定めるところにより自ら決裁す

ることとした事項は、別表第2及び別表第3の各項の表の事務処理権限の区分の教育長の欄に 印により示すとおりである。

- (1) 教育委員会の権限に属する事務のうち委任規則第2条の規定により教育長に委任されたもの
- (2) 教育長の権限に属する事務

(教育長事務の専決事項)

第10条 教育長事務について教育長が別に定めるところにより課長等の共通の専決事項とした事項は、別表第2の事務処理権限の区分の専決権者の欄に 印により示すとおりである。

2 教育長事務について教育長が別に定めるところにより課長等の個別の専決事項とした事項は、別表第3の各項の表の事務処理権限の区分の専決権者の欄に 印により示すとおりである。

3 教育長事務について教育長が別に定めるところにより所長等の共通の専決事項とした事項は、別表第4の事務処理権限の区分の専決権者の欄に 印により示すとおりである。

4 教育長事務について教育長が別に定めるところにより所長等の個別の専決事項とした事項は、別表第5の各項の表の事務処理権限の区分の専決権者の欄に 印により示すとおりである。

(教育長事務の専決事項が重複する場合の措置)

第11条 前条に掲げる専決事項が重複する場合について教育長が別に定めた事項は、次のとおりである。

- (1) 別表第2に掲げる専決事項と別表第3の各項の表に掲げる専決事項とが重複する場合には、重複する限度において別表第3による。
- (2) 別表第4に掲げる専決事項と別表第5の各項の表に掲げる専決事項とが重複する場合には、重複する限度において別表第5による。

(教育長事務の委任決裁事項)

第12条 教育長事務について教育長が別に定めるところにより課長等又は所長等に委任した事項は、別表第2、別表第3の各項の表、別表第4及び別表第5の各項の表の事項の欄に掲げるもののうち、これらの表の事務処理権限の区分の委任決裁権者の欄に 印により示すとおりである。

(教育長事務の委任決裁の留保)

第13条 前条に掲げる委任決裁事項について教育長が別に定めるところにより留保した事項は、次のとおりである。

- (1) 教育長は、前条に掲げる委任決裁事項について、特に必要があるときは、自ら当該事項に係る事務を処理することができる。
- (2) 教育長は、前条に掲げる委任決裁事項に係る事務を自ら処理しようとするときは、あらかじめ、当該処理しようとする事務及びこれを教育長が処理する旨を当該事務の委任決裁権者とされている者及び関係者に通知するものとする。

(教育長事務の委任決裁事項が重複している場合の措置)

第14条 委任決裁事項(第12条に掲げるものに限る。)が重複する場合について教育長が別に定めた事項は、次のとおりである。

- (1) 別表第2に掲げる委任決裁事項と別表第3の各項の表に掲げる委任決裁事項とが重複する場合には、重複する限度において別表第3による。
- (2) 別表第4に掲げる委任決裁事項と別表第5の各項の表に掲げる委任決裁事項とが重複する場合には、重複する限度において別表第5による。

(教育機関の長の権限の執行等)

第15条 教育機関の長に委任された事務の一部の処理について教育長が別に定めた事項は、次のとおりである。

- (1) 教育機関の長は、委任された事務の一部の処理について、所属職員に教育機関の長の名において決裁させることができる。
- (2) 前号の規定により事務を決裁させることとした場合は、その内容を教育長に報告するものとする。
- (3) 第1号の規定により事務を決裁することとされた職員が不在のときは、あらかじめ教育機関の長が定める職員にその事務を代決させることができる。

(教育長事務の代決、事務処理の制限又は類推による専決)

第16条 第10条から前条までに掲げるもののほか、教育長事務の専決、委任決裁及び代決について教育長が別に定めた事項は、次のとおりである。

- (1) 別表第2、別表第3の各項の表、別表第4及び別表第5の各項の表の事項の欄に掲げる事項の代決については、第6条の規定の例による。
- (2) 別表第2、別表第3の各項の表、別表第4及び別表第5の各項の表の事項の欄に掲げる事項の事務処理の制限については、第7条の規定の例による。
- (3) 別表第2、別表第3の各項の表、別表第4及び別表第5の各項の表の事項の欄に掲げられていない事項の類推による専決については、第8条の規定の例による。

(補助執行事務に係る決裁)

第17条 知事の権限に属する事務について補助執行する場合の決裁については、鳥取県事務処理権限規則(平成8年鳥取県規則第32号)の規定の例によるものとする。

(雑則)

第18条 この訓令の施行に関し必要な事項は、教育委員会又は教育長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

別表第1

1 共通事項

事項		事務処理権限の区分		
種類	内容	教育委員会	専決権者	
			教育長	課長等 所長等
一 一般	1 同法に基づく事務のうち次に掲げる事務			
社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律	(1) 同法第46条第2項の規定による解散の登記の囑託			
	(2) 同法第69条第1項の規定による特例民法法人の合併の認可			
	(3) 同法第69条第5項の規定による合併認可申請書の送付			
	(4) 同法第72条第2項の規定による特例民法法人の合併登記完了の届出の受理			
	(5) 同法第88条の規定によりなお従前の例によることとされる同法第38条の規定による改正前の民法(明治29年法律第89号。(8)から(11)までにおいて「旧民法」という。)第38条第2項の規定による特例社団法人の定款の変更の認可			
	(6) 同法第92条の規定による最初の評議員の選任方法の認可			
	(7) 同法第94条第6項の規定による特例財団法人の定款の変更の認可			
	(8) 同法第95条の規定によりなお従前の例によることとされる旧民法第67条第2項又は第3項の規定による業務の監督上必要な命令等(設立許可の取消し、解散の命令、残余財産の処分の許可、解散の届出及び清算終了の届出に係るものを除く。)			
	(9) 同法第95条の規定によりなお従前の例によることとされる旧民法第72条第2項の規定による残余財産の処分の許可			
	(10) 同法第95条の規定によりなお従前の例によることとされる旧民法			

の整備 等に関 する法 律（平 成18年 法律第 50号） に関す る事務	法第77条第1項の規定による解散の届出の受理			
	(11) 同法第95条の規定によりなお従前の例によることとされる旧民法第83条の規定による清算終了の届出の受理			
	(12) 同法第96条第1項の規定による特例民法法人に対する措置の命令			
	(13) 同法第96条第2項の規定による特例民法法人に対する解散命令			
	(14) 同法第97条、第109条第5項（同法第131条第5項において準用する場合を含む。）及び第110条第2項（同法第121条第2項において準用する場合を含む。）の規定による解散の登記の嘱託			
	2 1に掲げるもののほか			
	(1) 重要なもの			
	(2) 軽易なもの			
二 補助 金等に 関する 事務	1 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）第17条第1項の規定により教育委員会が行う国庫補助金等に関する事務のうち次に掲げる事務			
	(1) 交付決定の通知、補助事業等の遂行命令、一時停止命令又は是正措置命令、補助金等の額の確定及び通知、補助金等の返還命令			
	ア 重要なもの			
	イ 軽易なもの			
	(2) 検査の実施			
	2 1に掲げるもののほか			
	(1) 重要なもの			
	(2) 軽易なもの			
三 許可 認可等 に関す る事務	1 許可、認可、免許、承認、指定、命令、取消しその他の行政処分			
	(1) 重要なもの			
	(2) 軽易なもの			
四 その 他の業 務に関 する事 務	1 教育に関する事務の管理及び執行の基本的な方針の決定等			
	2 教育財産の取得についての意見の申出			
	3 教育予算その他議会の議決を経るべき事件の議案についての意見の申出			
	4 教育委員会規則その他教育委員会の定める規程の制定又は改廃			
	5 附属機関の委員の任命			
	6 附属機関への諮問			
	7 表彰（鳥取県教育委員会表彰規程（昭和24年鳥取教育委員会規則第12号）によるものを除く。）に関する事			
	8 不服申立て又は訴訟に関する事			
	(1) 不服申立ての裁決又は決定及び訴訟の処理方針に関するもの			
	(2) (1)以外のもの			
	9 市町村に対する是正の要求、勧告又は指示			
	10 告示、公告その他の公表			
	11 事務部局の臨時的任用職員（任用期間が16日未満の者に限る。）の任免及び給与の決定			
	12 一から三まで及び1から11までに掲げるもののほか			
	(1) 特に重要又は異例なもの			
(2) 重要なもの				
(3) 軽易なもの				

2 教育総務課

事項		事務処理権限の区分	
種類	内容	教育委員会	専決権者
			教 育 長 等
一 地方公務員法（昭和25年法律第261号）に関する事務（組織規則第2条第2項に規定する教育委員会事務局及び同条第6項に規定する教育機関の職員（以下「事務部局職員」という。）に係るものに限る。）	1 同法に基づく事務のうち次に掲げる事務		
	(1) 同法第17条の規定により任命される職員の任免		
	ア 事務局の理事監、教育次長、次長、課長及び教育局若しくは学校以外の教育機関の長並びにこれらに相当する職の職員（以下「管理職員」という。）に係るもの		
	イ ア以外のもの		
	(2) 同法第26条の5の規定による自己啓発等休業の承認及び承認の取消し		
	ア 管理職員に係るもの		
	イ ア以外のもの		
	(3) 同法第28条第1項及び第2項の規定による分限処分（心身の故障による休職を除く。）		
	(4) 同法第28条第2項の規定による休職の命令（同項第1号に該当する場合に限る。）		
	(5) 同法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定による定年退職者等の再任用		
	(6) 同法第29条第1項の規定による懲戒処分		
	(7) 同法第38条第1項の規定による営利企業等の従事の許可		
	ア 非常勤職員及び臨時的任用職員に係るもの		
	イ ア以外のもの		
	(8) 同法第55条の2の規定による職員団体の業務に専ら従事することの許可		
	2 1に掲げるもののほか		
	(1) 重要なもの		
	(2) 軽易なもの		
二 職員の自己啓発等休業に関する条列(平	1 同条例に基づく事務のうち次に掲げる事務		
	(1) 同条例第7条第3項の規定による自己啓発等休業の期間の延長の承認		
	ア 管理職員に係るもの		
	イ ア以外のもの		
	2 1に掲げるもののほか		
(1) 重要なもの			

成19年 鳥取県 条例第 89号) に 関 す る 事 務 (事 務 部 局 職 員 に 係 る も の に 限 る。)	(2) 軽易なもの			
三 教育 公務員 特例法 (昭和 24年法 律第1 号)に 関 す る 事 務(事 務部局 職員に 係るも のに限 る。)	1 同法に基づく事務のうち次に掲げる事務			
	(1) 同法第17条第1項の規定による兼職又は他の事業等の従事の許可			
	(2) 同法第22条第3項の規定による長期にわたる研修の命令			
	2 1に掲げるもののほか			
	(1) 重要なもの			
	(2) 軽易なもの			
四 非常 勤職員 及び臨 時的任 用職員 に 関 す る 事 務	1 すべての事務			
五 職員 の任用 に 関 す る 規 則 (昭和 27年鳥 取県人 事委員 会規則 第11条) に 関 す る 事 務	1 同規則に基づく事務のうち次に掲げる事務			
	(1) 同規則第4条第2項の規定による任用候補者の提示の請求			
	(2) 同規則第7条の規定による任用候補者の選択結果の通知			
	(3) 同規則第8条の規定による採用又は昇任の選考の請求			
	(4) 同規則第9条の規定による職員の臨時的任用の承認の請求(6月以内に廃止される職及び単純な労務に従事する職への臨時的任用を除く。)			
	2 1に掲げるもののほか			
	(1) 重要なもの			
	(2) 軽易なもの			

(事務 部局職 員に係 るもの に限 る。)				
六 地方 公務員 の育児 休業等 に関する法律 (平成 3年法 律第110 号)に 関する 事務(事 務部局 職員に 係るも のに限 る。)	1 同法に基づく事務のうち次に掲げる事務			
	(1) 同法第2条第1項の規定による育児休業の承認			
	ア 管理職員に係るもの			
	イ ア以外のもの			
	(2) 同法第3条第3項において準用する同法第2条第3項の規定による育児休業の期間の延長の承認			
	ア 管理職員に係るもの			
	イ ア以外のもの			
	(3) 同法第5条第2項の規定による育児休業の承認の取消し			
	ア 管理職員に係るもの			
	イ ア以外のもの			
	(4) 同法第10条第1項の規定による育児短時間勤務の承認			
	ア 管理職員に係るもの			
	イ ア以外のもの			
	(5) 同法第11条第2項において準用する同法第10条第3項の規定による育児短時間勤務の期間の延長の承認			
	ア 管理職員に係るもの			
イ ア以外のもの				
(6) 同法第12条において準用する同法第5条第2項の規定による育児短時間勤務の承認の取消し				
ア 管理職員に係るもの				
イ ア以外のもの				
2 1に掲げるもののほか				
(1) 重要なもの				
(2) 軽易なもの				
七 昇給 等に関 する事 務	1 事務部局職員及び県立学校の事務職員、技術職員、介助職員及び現業職員並びに市町村立学校(学校組合立学校を含む。)の事務職員及び学校栄養職員の昇給等の決定及び給料の補正等			
	2 1に掲げるもののほか			
	(1) 重要なもの			
	(2) 軽易なもの			
八 教育 組合に 関する 事務	1 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第60条第4項の規定による教育組合の設置の許可についての知事に対する意見の申出			
	2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律施行令(昭和31年政令第121号)第11条の規定による教育組合の規約変更等の許可についての知事に対する意見の申出			
	3 1及び2に掲げるもののほか			
	(1) 重要なもの			

	(2) 軽易なもの			
九 その 他の業 務に関 する事 務	1 教育機関（学校を除く。）の設置又は廃止			
	2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条の規定による教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価			
	3 人事の基本方針の決定等（事務部局職員に係るものに限る。）			
	4 教育長の任免その他の人事			
	5 教育長職務代行者の指定			
	6 鳥取県教育委員会表彰規程による表彰に関すること。			
	7 事務部局職員の職員証の交付			
	8 事務部局職員（事務部局の非常勤職員及び臨時的任用職員を含む。）の履歴事項等の証明			
	9 一から八まで及び1から8までに掲げるもののほか			
		(1) 重要なもの		
	(2) 軽易なもの			

3 福利室

事項		事務処理権限の区分	
種類	内容	教育委員会	専決権者
			教 育 長 等
一 退職 手当に 関する 事務	1 職員の退職手当の支給に関する規則（昭和51年鳥取県規則第25号）に基づく事務のうち次に掲げる事務		
	(1) 同規則第3条の規定による退職手当の金額の決定		
	(2) 同規則第8条第2項の規定による失業者退職手当受給資格者証の交付		
	(3) 同規則第12条の規定による基本手当に相当する退職手当の支給日の指定		
	(4) 同規則第13条第2項（同規則第21条において準用する場合を含む。）の規定による待期日数の間における失業の認定		
	(5) 同規則第13条第4項（同規則第21条において準用する場合を含む。）の規定による失業の認定及び支給の制限を行うべき事実の有無の確認		
	(6) 同規則第14条第4項の規定による受給資格者証の改定		
	(7) 同規則第19条の2第2項の規定による失業者退職手当高年齢受給資格者証の交付		
	(8) 同規則第20条第2項の規定による失業者退職手当特例受給資格者証の交付		
	2 現業職員の給与に関する規則（昭和32年鳥取県教育委員会規則第9号）第4条の規定による退職手当の金額の決定		
3 1及び2に掲げるもののほか			
	(1) 重要なもの		
	(2) 軽易なもの		

4 小中学校課

事項	事務処理権限の区分

種類	内容	教育 委員 会	専決 権者	
			教 育 長	課 長 等
一 任免 等に関 する事 務(市 町村立 の小学 校及び 中学校 (以下 「市町 村立学 校」と いう。) の教職 員に係 るもの に限 る。)	1 地方公務員法に基づく事務のうち次に掲げる事務			
	(1) 同法第17条の規定により任命される職員の任免			
	ア 校長に係るもの			
	イ ア以外のもの			
	(2) 同法第28条第1項及び第2項の規定による分限処分(心身の故障による休職を除く。)			
	(3) 同法第28条第2項の規定による休職の命令(同項第1号に該当するものに限る。)			
	(4) 同法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定による定年退職者等の再任用			
	(5) 同法第29条第1項の規定による懲戒処分			
	(6) 同法第38条第1項の規定による営利企業等の従事の許可			
	2 職員の任用に関する規則に基づく事務のうち次に掲げる事務			
	(1) 同規則第8条の規定による採用又は昇任の選考の請求			
	(2) 同規則第9条の規定による職員の臨時的任用の承認の請求(6月以内に廃止される職及び単純な労務に従事する職への臨時的任用を除く。)			
	3 人事の基本方針の決定等			
	4 1から3までに掲げるもののほか			
(1) 重要なもの				
(2) 軽易なもの				
二 教育 公務員 特例法 に関す る事務 (市町 村立学 校の教 職員に 係るも のに限 る。)	1 同法に基づく事務のうち次に掲げる事務			
	(1) 同法第11条の規定による教員の採用又は昇任の選考			
	(2) 同法第17条第1項の規定による兼職又は他の事業等の従事の許可			
	(3) 同法第22条第3項の規定による長期にわたる研修の命令			
	2 1に掲げるもののほか			
	(1) 重要なもの			
(2) 軽易なもの				
三 服務 等に関 する事 務(市 町村立 学校の 教職員 に係る)	1 地方公務員法に基づく事務のうち次に掲げる事務			
	(1) 同法第26条の5の規定による自己啓発等休業の承認及び承認の取消し			
	(2) 同法第55条の2の規定による職員に対する職員団体の業務に専ら従事することの許可			
	2 職員の自己啓発等休業に関する条例第7条第3項の規定による自己啓発等休業の期間の延長の承認			
	3 地方公務員の育児休業等に関する法律に基づく事務のうち次に掲げる事務			
(1) 同法第2条第1項の規定による育児休業の承認				

ものに 限る。)	(2) 同法第3条第3項において準用する同法第2条第3項の規定による育児休業の期間の延長の承認			
	(3) 同法第5条第2項の規定による育児休業の承認の取消し			
	(4) 同法第10条第1項の規定による育児短時間勤務の承認			
	(5) 同法第11条第2項において準用する同法第10条第3項の規定による育児短時間勤務の期間の延長の承認			
	(6) 同法第12条の規定による育児短時間勤務の承認の取消し			
	4 1から3までに掲げるもののほか			
	(1) 重要なもの			
	(2) 軽易なもの			
四 教育 職員免 許 法 (昭和 24年法 律 第 1 4 7 号)に 関する 事務	1 同法に基づく事務のうち次に掲げる事務(幼稚園教諭、小学校教諭、中学校教諭、高等学校教諭及び栄養教諭(以下「幼稚園教諭等」という。)の免許状(特別支援学校教員に授与する臨時免許状を除く。)に係るものに限る。)			
	(1) 同法第5条第1項の規定による普通免許状の授与			
	ア 重要なもの			
	イ 軽易なもの			
	(2) 同法第5条第3項の規定による特別免許状の授与			
	(3) 同法第5条第6項の規定による臨時免許状の授与			
	(4) 同法第9条の2の規定による免許状の有効期間の更新又は延長			
	ア 重要なもの			
	イ 軽易なもの			
	(5) 同法第11条の規定による免許状の取上げ			
	(6) 同法第15条の規定による免許状の書換又は再交付			
	(7) 同法附則第2項の規定による教科外教授の担任の許可			
	2 1に掲げるもののほか			
	(1) 重要なもの			
(2) 軽易なもの				
五 昇給 等に関 する事 務	1 昇給等の決定及び給料の補正等(市町村立学校の教育職給料表の適用を受ける職員に限る。)			
	2 1に掲げるもののほか			
	(1) 重要なもの			
	(2) 軽易なもの			
六 その 他の業 務に関 する事 務	1 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律(昭和33年法律第116号)に基づく事務のうち次に掲げる事務			
	(1) 同法第3条の規定による義務教育諸学校の学級編制の基準の決定			
	(2) 同法第5条の規定による義務教育諸学校の学級編制及びその変更についての同意			
	2 義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律(昭和38年法律第182号)第12条の規定による教科用図書採択地区の設定又は変更			
	3 学校教育法(昭和22年法律第26号)第4条の規定による市町村の設置する幼稚園及び中等教育学校の設置、廃止等の認可			
	4 鳥取県教員の指導改善研修の実施等に関する規則(平成20年鳥取県教育委員会規則第2号)第5条第1項又は第10条第1項の規定による認定(市町村			

	立学校の教員に係るものに限る。)			
5	職員証の交付(市町村立学校の教職員に係るものに限る。)			
6	履歴事項等の証明(市町村立学校の教職員に係るものに限る。)			
7	一から五まで及び1から6までに掲げるもののほか			
	(1) 重要なもの			
	(2) 軽易なもの			

5 特別支援教育課

事項		事務処理権限の区分		
種類	内容	教育委員会	専決権者	課長等
			教育長	
一 任免等に関する事務(公立特別支援学校の教職員に係るものに限る。)	1 地方公務員法に基づく事務のうち次に掲げる事務			
	(1) 同法第17条の規定により任命される職員の任免			
	ア 校長及び事務局の課長に相当する職の職員に係るもの			
	イ ア以外のもの			
	(2) 同法第28条第1項及び第2項第2号の規定による分限処分(心身の故障による休職を除く。)			
	(3) 同法第28条第2項の規定による休職の命令(同項第1号に該当するものに限る。)			
	(4) 同法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定による定年退職者等の再任用			
	(5) 同法第29条第1項の規定による懲戒処分			
	(6) 同法第38条第1項の規定による営利企業等の従事の許可			
	2 職員の任用に関する規則に基づく事務のうち次に掲げる事務			
	(1) 同規則第8条の規定による採用又は昇任の選考の請求			
	(2) 同規則第9条の規定による職員の臨時的任用の承認の請求(6月以内に廃止される職及び単純な労務に従事する職への臨時的任用を除く。)			
	3 人事の基本方針の決定等			
	4 臨時的任用職員(任用期間が16日未満の者を除く。)の任免			
5 非常勤講師その他学校に置く非常勤職員の任免その他の人事				
6 1から5までに掲げるもののほか				
	(1) 重要なもの			
	(2) 軽易なもの			
二 教育公務員特例法に関する事務(公立特別支援学校の教職	1 同法に基づく事務のうち次に掲げる事務			
	(1) 同法第11条の規定による教員の採用又は昇任の選考			
	(2) 同法第17条第1項の規定による兼職又は他の事業等の従事の許可			
	(3) 同法第22条第3項の規定による長期にわたる研修の命令			
	2 1に掲げるもののほか			
	(1) 重要なもの			
	(2) 軽易なもの			

員に係るものに限る。)				
三 服務等に関する事務(公立特別支援学校の教職員に係るものに限る。)	1 地方公務員法に基づく事務のうち次に掲げる事務			
	(1) 同法第26条の5の規定による自己啓発等休業の承認及び承認の取消し			
	(2) 同法第55条の2の規定による職員に対する職員団体の業務に専ら従事することの許可			
	2 職員の自己啓発等休業に関する条例第7条第3項の規定による自己啓発等休業の期間の延長の承認			
	3 地方公務員の育児休業等に関する法律に基づく事務のうち次に掲げる事務			
	(1) 同法第2条第1項の規定による育児休業の承認			
	(2) 同法第3条第3項において準用する同法第2条第3項の規定による育児休業の期間の延長の承認			
	(3) 同法第5条第2項の規定による育児休業の承認の取消し			
	(4) 同法第10条第1項の規定による育児短時間勤務の承認			
	(5) 同法第11条第2項において準用する同法第10条第3項の規定による育児短時間勤務の期間の延長の承認			
	(6) 同法第12条の規定による育児短時間勤務の失効及び承認の取消し			
	4 県立特別支援学校の教職員の訓告処分に関すること。			
	5 1から4までに掲げるもののほか			
(1) 重要なもの				
(2) 軽易なもの				
四 教育職員免許法に関する事務(幼稚園教諭等の免許状(特別支援学校教員に授与する臨時免許状を除く。)に係るものを除く。)	1 同法に基づく事務のうち次に掲げるもの			
	(1) 同法第5条第1項の規定による普通免許状の授与			
	ア 重要なもの			
	イ 軽易なもの			
	(2) 同法第5条第3項の規定による特別免許状の授与			
	(3) 同法第5条第6項の規定による臨時免許状の授与			
	(4) 同法第9条の2の規定による免許状の有効期間の更新又は延長			
	ア 重要なもの			
	イ 軽易なもの			
	(5) 同法第11条の規定による免許状の取上げ			
(6) 同法附則第2項の規定による教科外教授の担任の許可				
五 昇給等に関する	2 1に掲げるもののほか			
	(1) 重要なもの			
	(2) 軽易なもの			
1 昇給等の決定及び給料の補正等(教育職給料表の適用を受ける公立特別支援学校の職員に限る。)				

する事務	2	1に掲げるもののほか			
		(1) 重要なもの			
		(2) 軽易なもの			
六 その他の業務に関する事務	1	県立特別支援学校の設置又は廃止			
	2	県立特別支援学校の課程、部科又は学科の設置、変更又は廃止			
	3	公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律に基づく事務のうち次に掲げる事務			
		(1) 同法第3条の規定による公立特別支援学校の小学部及び中学部の学級編制の基準の決定			
		(2) 同法第5条の規定による公立特別支援学校の小学部及び中学部の学級編制及びその変更についての同意			
	4	学校教育法第4条の規定による市町村が設置する特別支援学校の設置、廃止等の認可			
	5	鳥取県教員の指導改善研修の実施等に関する規則第5条第1項又は第10条第1項の規定による認定（公立特別支援学校の教員に係るものに限る。）			
	6	職員証の交付（公立特別支援学校の教職員に係るものに限る。）			
	7	履歴事項等の証明（公立特別支援学校の教職員に係るものに限る。）			
	8	一から五まで及び1から7までに掲げるもののほか			
		(1) 重要なもの			
	(2) 軽易なもの				

6 高等学校課

種類	事項 内容	事務処理権限の区分		
		教育委員会	専決権者 教育長	課長等
一 任免等に関する事務（県立高等学校の教職員に係るものに限る。）	1	地方公務員法に基づく事務のうち次に掲げる事務		
		(1) 同法第17条の規定による任命される職員の任免		
		ア 校長及び事務局長の課長に相当する職の職員に係るもの		
		イ ア以外のもの		
		(2) 同法第28条第1項及び第2項第2号の規定による分限処分（心身の故障による休職を除く。）		
		(3) 同法第28条第2項の規定による休職の命令（同項第1号に該当するものに限る。）		
		(4) 同法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定による定年退職者等の再任用		
		(5) 同法第29条第1項の規定による懲戒処分		
		(6) 同法第38条第1項の規定による営利企業等の従事の許可		
		2 職員の任用に関する規則に基づく事務のうち次に掲げる事務		
		(1) 同規則第8条の規定による採用又は昇任の選考の請求		
	(2) 同規則第9条の規定による職員の臨時的任用の承認の請求（6月以内に廃止される職及び単純な労務に従事する職への臨時的任用を除く。）			
	3 人事の基本方針の決定等			

	4 臨時的任用職員（任用期間が16日未満の者を除く。）の任免			
	5 非常勤講師その他学校に置く非常勤職員の任免その他の人事			
	6 1から5までに掲げるもののほか			
	（1） 重要なもの			
	（2） 軽易なもの			
二 教育	1 同法に基づく事務のうち次に掲げる事務			
公務員	（1） 同法第11条の規定による教員の採用又は昇任の選考			
特別法	（2） 同法第17条第1項の規定による兼職又は他の事業等の従事の許可			
に関する事務	（3） 同法第22条第3項の規定による長期にわたる研修の命令			
（県立	2 1に掲げるもののほか			
高等学校の教職員に係るものに限る。）	（1） 重要なもの			
	（2） 軽易なもの			
三 服務	1 地方公務員法に基づく事務のうち次に掲げる事務			
等に関する事務（県立高等学校の教職員に係るものに限る。）	（1） 同法第26条の5の規定による自己啓発等休業の承認及び承認の取消し			
	（2） 同法第55条の2の規定による職員に対する職員団体の業務に専ら従事することの許可			
	2 職員の自己啓発等休業に関する条例第7条第3項の規定による自己啓発等休業の期間の延長の承認			
	3 地方公務員の育児休業等に関する法律に基づく事務のうち次に掲げる事務			
	（1） 同法第2条第1項の規定による育児休業の承認			
	（2） 同法第3条第3項において準用する同法第2条第3項の規定による育児休業の期間の延長の承認			
	（3） 同法第5条第2項の規定による育児休業の承認の取消し			
	（4） 同法第10条第1項の規定による育児短時間勤務の承認			
	（5） 同法第11条第2項において準用する同法第10条第3項の規定による育児短時間勤務の期間の延長の承認			
	（6） 同法第12条の規定による育児短時間勤務の承認の取消し			
	4 訓告処分に関すること。			
	5 1から4までに掲げるもののほか			
	（1） 重要なもの			
	（2） 軽易なもの			
四 学校	1 同法に基づく事務のうち次に掲げる事務			
教育法	（1） 同法第55条第1項の規定による技能教育施設の指定			
に関する事務	（2） 同法第130条第1項の規定による専修学校の設置、廃止等の認可			
（公立	（3） 同法第133条第1項において準用する同法第13条の規定による専修学校の閉鎖の命令			
の高等学校及び専修学校等	（4） 同法第134条第2項において準用する同法の規定による各種学校の設置、廃止等の認可			
	（5） 同法第136条第1項の規定による専修学校等の設置の勧告			
	（6） 同法第136条第2項の規定による認可を受けないで専修学校等の教育を			

に係る ものに 限る。)	行っている者に対する教育の停止の命令			
	2 1に掲げるもののほか			
	(1) 重要なもの (2) 軽易なもの			
五 昇給 等に関 する事 務	1 昇給等の決定及び給料の補正等（県立高等学校の教育職給料表の適用を受ける職員に限る。）			
	2 1に掲げるもののほか			
	(1) 重要なもの			
	(2) 軽易なもの			
六 その 他の業 務に関 する事 務	1 県立高等学校の設置又は廃止			
	2 県立高等学校の課程、部科又は学科の設置、変更又は廃止			
	3 県立高等学校の通学区域の指定			
	4 県立高等学校の募集生徒数又は入学者選抜方針の決定等			
	5 学校教育法第4条の規定による市町村が設置する高等学校の設置、廃止等の認可			
	6 鳥取県教員の指導改善研修の実施等に関する規則第5条第1項又は第10条第1項の規定による認定（県立高等学校の教員に係るものに限る。）			
	7 労働協約の締結			
	8 職員証の交付（県立高等学校の教職員に係るものに限る。）			
	9 履歴事項等の証明（県立高等学校の教職員に係るものに限る。）			
	10 一から五まで及び1から9までに掲げるもののほか			
	(1) 重要なもの			
(2) 軽易なもの				

7 文化財課

事項		事務処理権限の区分		
種類	内容	教育委員会	専決権者	
			教 育 長	課 長 等
一 文化財に関する事務	1 文化財の指定又は解除			

8 各教育局

事項		事務処理権限の区分		
種類	内容	教育委員会	専決権者	
			教 育 長	課 長 等
一 任免等に関する	1 市町村立学校の臨時的任用職員の任免及び給与の決定			
	2 市町村立学校の非常勤講師その他学校に置く非常勤職員の任免その他の人事			

する事 務	に関すること。			
	3 1及び2に掲げるもののほか			
	(1) 重要なもの			
	(2) 軽易なもの			

別表第2

共通事項

事項		事務処理権限の区分		
種類	内容	教 育 長	専 決 権 者	委 任 決 裁 権 者
		課 長 等	課 長 等	
一 教育 行政の 企画及 び調整 に関する 事務	1 事務又は事業についての計画又は実施方針の決定			
	(1) 重要なもの			
	(2) 軽易なもの			
二 教育 委員会 の会議 に関する 事務	1 議案、報告事項及び協議事項の決定			
三 県議 会に関 する事 務	1 報告事項の決定			
四 表彰、 褒章及 び式典 に関する 事務	1 表彰又は国が行う表彰若しくは叙位、叙勲に係る具申			
五 広報 広聴及 び統計 に関する 事務	1 広報及び広聴に関する事務			
	(1) 広報及び広聴に関すること。			
	ア 重要なもの			
	イ 軽易なもの			
	(2) 図書その他の印刷物の作成			
	ア 重要なもの			
	イ 軽易なもの			
	2 統計に関する事務			

	(1) 重要なもの			
	(2) 軽易なもの			
	3 1及び2に掲げるもののほか			
	(1) 特に重要なもの			
	(2) 重要なもの			
	(3) 軽易なもの			
六 組織に関する事務	1 行政組織の整備に関すること。			
七 服務及び研修に関する事務(事務部局職員に係るものに限る。)	1 出張、休暇その他服務に関する事務			
	(1) 地方公務員の育児休業等に関する法律第19条第1項又は第3項において準用する同法第5条第3項の規定による部分休業の承認又はその取消し			
	ア 管理職員に係るもの			
	イ ア以外のもの			
	(2) 職務に専念する義務の免除の承認(職務に専念する義務の特例に関する規則(平成6年鳥取県人事委員会規則第16号)第2条の表第9号又は第10号の事由に該当する場合を除く。)			
	ア 管理職員に係るもの			
	イ ア以外のもの			
	(3) 病気休暇及び特別休暇の承認(職員の勤務時間、休暇等に関する規則(平成6年鳥取県人事委員会規則第15号)第15条の表第1号若しくは第2号(6日以内の場合を除く。))又は第16条の表第2号の事由に該当する場合を除く。)			
	ア 本庁組織の管理職員に係るもの			
	イ 管理職員以外の職員に係るもの			
	(4) 外国旅行の命令及びその復命の受理			
	(5) 内国旅行の旅行命令その他の勤務命令及びその復命の受理			
	ア 本庁組織の管理職員に係るもの			
	イ 管理職員以外の職員に係るもの			
	2 鳥取県教育委員会職員服務規程(平成9年鳥取県教育委員会訓令第1号)に基づく事務のうち次に掲げる事務			
	(1) 同訓令第11条第3項の規定による入退庁時間の管理			
	(2) 同訓令第18条の規定による事故報告			
	3 1及び2に掲げるもののほか			
	(1) 重要なもの			
	(2) 軽易なもの			
八 任免手当等に関する事務(事務部局職員に係るものに限る。)	1 事務局の非常勤職員及び臨時的任用職員の任免等に関する内申			
	2 子ども手当の受給資格及びその額の決定(本庁組織の職員に係るものに限る。)			
	3 1及び2に掲げるもののほか			
	(1) 重要なもの			
	(2) 軽易なもの			

九 国及 び他の 地方公 共同体 等に関 する事 務	1 請願、陳情等に関する事務			
	(1) 請願又は陳情の処理			
	ア 重要なもの			
	イ 軽易なもの			
	(2) 国等に対する請願、陳情その他の要望			
	2 通達、進達、申請、副申、通知、照会、回答、報告、依頼、送付又は督促に関する事務			
	(1) 重要なもの			
	(2) 軽易なもの			
	3 国、他の公共団体等との協議			
	4 1から3までに掲げるもののほか			
十 指導 監督に 関する 事務	1 調査、報告の徴取、資料の提出の要求、措置命令その他の監督			
	(1) 重要なもの			
	(2) 軽易なもの			
十一 公 文書に 関する 事務	1 鳥取県情報公開条例（平成12年鳥取県条例第2号）第7条の規定による公文書（本庁が保有しているものに限る。）の開示請求に対する決定並びに期間の延長及び期間の延長の特例の決定			
	(1) 重要なもの			
	(2) 軽易なもの			
	2 鳥取県個人情報保護条例（平成11年鳥取県条例第3号）に基づく事務のうち次に掲げる事務			
	(1) 同条例第6条の規定による個人情報取扱事務の登録又は登録の変更若しくは抹消（地方機関が要求した予算に係る事業で取り扱う個人情報に係るものを除く。）			
	(2) 同条例第14条の規定による個人情報（本庁が管理しているものに限る。）の開示請求に対する決定、不存在通知及び期間の延長並びに同条例第18条の2の規定による開示請求を拒否する決定			
	ア 重要なもの			
	イ 軽易なもの			
	(3) 同条例第18条の3第1項及び第24条の2第1項の規定による事案の移送の決定（本庁が管理している個人情報に係るものに限る。）			
	ア 重要なもの			
	イ 軽易なもの			
	(4) 同条例第19条第1項の規定による口頭により開示請求ができる個人情報の決定			
	(5) 同条例第23条第1項及び第2項の規定による個人情報（本庁が管理しているものに限る。）の訂正請求に対する決定及び期間の延長			
	ア 重要なもの			
	イ 軽易なもの			
(6) 同条例第24条の6第1項及び第2項の規定による個人情報（本庁が管理しているものに限る。）の利用停止請求に対する決定及び期間の延長				
ア 重要なもの				
イ 軽易なもの				

	(7) 同条例第29条及び第30条第4項の規定による個人情報(本庁が管理しているものに限る。)の取扱いの是正の申出又は再申出に対する処理			
	ア 重要なもの			
	イ 軽易なもの			
	3 行政手続法(平成5年法律第88号)に基づく事務のうち次に掲げる事務			
	(1) 同法第5条第1項の規定による審査基準の設定			
	(2) 同法第6条の規定による標準処理期間の設定			
	(3) 同法第10条の規定による申請者以外の者からの意見の聴取			
	ア 重要なもの			
	イ 軽易なもの			
	(4) 同法第12条第1項の規定による処分基準の設定			
	(5) 同法第13条第1項の規定による聴聞の実施			
	ア 重要なもの			
	イ 軽易なもの			
	(6) 同法第13条第1項の規定による弁明の機会の付与			
	ア 重要なもの			
	イ 軽易なもの			
	4 鳥取県行政手続条例(平成6年鳥取県条例第34号)に基づく事務のうち次に掲げる事務			
	(1) 同条例第5条第1項の規定による審査基準の設定			
	(2) 同条例第6条の規定による標準処理期間の設定			
	(3) 同条例第10条の規定による申請者以外の者からの意見の聴取			
	ア 重要なもの			
	イ 軽易なもの			
	(4) 同条例第12条第1項の規定による処分基準の設定			
	(5) 同条例第13条第1項の規定による聴聞の実施			
	ア 重要なもの			
	イ 軽易なもの			
	(6) 同条例第13条第1項の規定による弁明の機会の付与			
	ア 重要なもの			
	イ 軽易なもの			
	(7) 同条例第34条の2第1項の規定による事前協議期間の設定			
	(8) 同条例第34条の3第2項の規定による事前協議の処理に関する異議の申出への対応			
	(9) 同条例第35条の規定による複数の者に対する行政指導に共通してその内容となる事項の設定			
	ア 重要なもの			
	イ 軽易なもの			
	(10) 同条例第39条第4項の規定による書類提出についての異議の申出への対応			
	(11) 同条例第43条第4項の規定による県民からの依頼に応じないことについての異議の申出への対応			
	5 1から4までに掲げるもののほか			
	(1) 重要なもの			
	(2) 軽易なもの			
十二 鳥	1 公印の新調又は改刻の登録請求			

取県教育委員会の公印の管守に関する事務(本庁組織に係るものに限る。)	2 公印の廃止の登録まつ消請求			
	3 公印の印影の印刷の承認申請			
	4 1から3までに掲げるもの以外のもの			
十三 鳥取県教育委員会の文書管理に関する事務(本庁組織に係るものに限る。)	1 文書管理主任及び文書管理補助員の指名			
	2 1に掲げるもの以外のもの			
十四 指定管理者制度に関する事務	1 指定管理者制度に係る事務のうち次に掲げる事務			
	(1) 指定管理候補者の選定			
	(2) 指定管理候補者に選定しようとする法人その他の団体との協議			
	(3) 指定管理者の募集要項の決定			
	(4) 審査委員会の開催及び運営			
	(5) 審査委員会の委員の委嘱			
	(6) 審査委員会の審査結果の通知			
	(7) 審査結果に係る異議申出に対する決定			
	(8) 審査結果、指定管理者の指定、事業報告書その他の事項についての公報による公表			
	(9) 審査結果、指定管理者の指定、事業報告書その他の事項についての公報以外による公表			
	ア 重要なもの			
	イ 軽易なもの			
	(10) 指定管理者に対する報告の請求、調査又は指示			
	ア 重要なもの			
	イ 軽易なもの			
	(11) 指定の取消し又は業務の停止の命令			
(12) 指定の取消しに係る聴聞の実施				
(13) 業務の停止の命令に係る弁明の機会の付与				
2 1に掲げるもののほか				
(1) 重要なもの				
(2) 軽易なもの				

十五 地方教育行政の組織及び運営に関する法律に関する事務	1 同法に基づく事務のうち次に掲げる事務			
	(1) 同法第48条第1項の規定による市町村に対する教育に関する事務の適正な処理を図るための必要な指導、助言又は援助			
	(2) 同法第48条第4項の規定による教育に関する事務の処理について文部科学大臣に対する必要な指導、助言又は援助の要請			
	(3) 同法第53条第1項の規定による市町村委員会が管理及び執行する教育に関する事務の調査			
	(4) 同法第54条第2項の規定による市町村に対する資料又は報告の要求			
	(5) 同法第54条第2項の規定による文部科学大臣の要求への応答			
	2 1に掲げるもの以外のもの			
十六 その他の業務に関する事務	1 会議の開催に係る事務			
	(1) 重要なもの			
	(2) 軽易なもの			
	2 講習会、講演会、展示会、競技会等の開催又は参加若しくは後援の決定に関する事務			
	(1) 重要なもの			
	(2) 軽易なもの			
	3 知事との協議又は知事に対する意見の申出			
	4 協定書、覚書その他これらに類するものの締結			
	(1) 教育長の名において処理することが適当であるもの			
	(2) (1)以外のもの			
	5 教育長の名において処理することが適当な寄稿			
	(1) 重要なもの			
	(2) 軽易なもの			
	6 報酬を伴わない市町村等の附属機関、他団体の検討委員会等の委員等への職員の就任の決定			
	(1) 管理職員に係るもの			
	(2) 本庁組織の職員に係るもの			
	7 職員の配置及び事務分掌の決定に関すること。			
	8 一から十五まで及び1から7までに掲げるもののほか			
(1) 特に重要なもの				
(2) 重要なもの				
(3) 軽易なもの				

別表第3

1 教育総務課

種類	事項 内容	事務処理権限の区分		
		教 育 長	専 決 権 者	委 任 決 裁 権 者
			課 長 等	課 長 等

一 定数 に 関 す る 事 務 (事 務 部 局 職 員 に 係 る も の に 限 る。)	1 鳥取県職員定数条例(平成6年鳥取県条例第4号)第3条の規定による定数の配分			
二 地方 公 務 員 法 に 関 す る 事 務 (事 務 部 局 職 員 に 係 る も の に 限 る。)	1 同法に基づく事務のうち次に掲げる事務			
	(1) 同法第26条の2の規定による修学部分休業の承認又は取消し			
	ア 管理職員に係るもの			
	イ ア以外のもの			
	(2) 同法第40条第1項の規定による勤務成績の評定の実施			
三 鳥取 県 教 育 委 員 会 の 公 印 の 管 守 に 関 す る 事 務	1 白紙等への公印の押印の承認			
	2 公印台帳の公印の登録			
	3 公印の印影の真否についての証明			
	4 公印の登録のまっ消			
	5 公印の印影を刷り込むことの承認			
	6 1から5までに掲げるもののほか			
	(1) 重要なもの (2) 軽易なもの			
四 鳥取 県 教 育 委 員 会 の 文 書 管 理 に 関 す る 事 務	1 文書管理の調査及び上司への報告			
	2 文書の所管の決定			
	3 情報処理システムの承認			
	4 所管課の文書等に係る事務の処理状況の調査及び指導			
	5 文書の別取扱いの承認			
	6 県立学校における文書等に係る事務の管理の規程の制定改廃の承認			
	7 完結簿冊保存倉庫への出入りの承認			
	8 完結簿冊の保管期間の延長の承認			
	9 引き続き保存する完結電子簿冊の承認			
	10 公文書館への完結文書の引継ぎの通知			
	11 文書の閲覧の承認			
	12 完結文書の庁外への持ち出しの承認			
	13 所管課の完結簿冊の整理保管の適否の調査			
	14 所管課の完結簿冊の紛失又は不適正保管が認められたときの教育長への報告及び必要な措置			
	15 地方機関の文書等に係る別の取扱いの承認			
	16 学校の文書の整理、保管及び保存に関する規程の制定の承認			
	17 1から16までに掲げるもののほか			

	(1) 重要なもの			
	(2) 軽易なもの			
五 国民保護及び防災危機管理に関する事務	1 国民保護及び防災危機管理に関する事務のうち特に重要なもの			
	2 国民保護及び防災危機管理に関する事務のうち重要なもの			
	3 国民保護及び防災危機管理に関する事務のうち軽易なもの			
六 任免手当等に関する事務	1 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第34条の規定による学校以外の教育機関の職員の任命に関する教育委員会への推薦			
	2 教育公務員特例法第15条の規定による専門的教育職員の採用又は昇任の選考			
	3 国又は他の地方公共団体に対する割愛の依頼又は割愛の承諾（事務部局職員に係るものに限る。）			
	4 事務部局職員の扶養親族の認定並びに住居手当、通勤手当及び単身赴任手当に係る確認及び決定			
	5 教職員の勤勉手当の支給総額の決定			
	6 へき地手当等に関する規則（昭和46年鳥取県人事委員会規則第4号）第4条の規定によるへき地手当に準ずる手当の支給期間の延長に係る条件の認定			
	7 職員の退職手当の支給に関する規則に基づく事務のうち次に掲げる事務			
	(1) 同規則第6条（同規則第21条において準用する場合を含む。）の規定による退職票の交付			
	(2) 同規則第7条の規定による在職票の交付			
	(3) 同規則第9条第2号の規定によるやむを得ないと認める受給期間延長理由の決定			
	(4) 同規則第18条の規定による退職票等の再交付			
	8 1から7までに掲げるもののほか			
	(1) 特に重要なもの			
	(2) 重要なもの			
(3) 軽易なもの				
七 職務に専念する義務及び休暇等に関する事務（事務部局職員に係るものに限る。）	1 職務に専念する義務の免除に関する事務			
	(1) 職務に専念する義務の免除（職務に専念する義務の特例に関する規則第2条の表第9号及び第10号の事由に該当する場合を除く。）のうち7日以上にわたるものの承認（本庁組織以外の管理職員に限る。）			
	(2) 職務に専念する義務の特例に関する規則第2条の表第9号又は第10号の事由に該当する場合における職務に専念する義務の免除の承認			
	ア 管理職員に係るもの			
	イ ア以外のもの			
	2 職員の勤務時間、休暇等に関する事務			
(1) 本庁組織以外の管理職員に対する病気休暇及び特別休暇（職員の勤務時間、休暇等に関する規則第15条の表第1号及び第2号並びに第16条の表第2号の事由に該当する場合を除く。）のうち7日以上にわたるものの承認				
(2) 職員の勤務時間、休暇等に関する規則第15条の表第1号、第2号（6日以内の場合を除く。）又は第16条の表第2号の事由に該当する場合における病気休暇又は特別休暇の承認				

	ア 管理職員に係るもの			
	イ ア以外のもの			
	(3) 職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成6年鳥取県条例第35号）第17条第1項に規定する無給休暇の承認			
	ア 管理職員に係るもの			
	イ ア以外のもの			
	3 1及び2に掲げるもののほか			
	(1) 重要なもの			
	(2) 軽易なもの			
八 昇給等に関する事務	1 教職員に係る職員の給与の支給に関する規則（昭和27年鳥取県人事委員会規則第3号）第2条第2項の規定による給料の支給期日の変更の承認の申請			
九 その他の業務に関する事務	1 教育委員会会議録の編集			
	2 本庁各課、地方機関及び学校以外の教育機関の分掌事務の決定又は変更の承認			
	3 主管の定まらない事務の主管の決定			
	4 履歴事項の訂正（事務部局職員に係るものに限る。）			
	5 旧姓使用の承認及び旧姓使用中止届の受理（事務部局職員に係るものに限る。）			
	6 一から八まで及び1から5までに掲げるもののほか			
	(1) 特に重要なもの			
	(2) 重要なもの			
	(3) 軽易なもの			

2 福利室

種類	事項 内容	事務処理権限の区分		
		教 育 長	専 決 権 者	委 任 決 裁 権 者 課 長 等
一 教職員の福利厚生に関する事務	1 地方公務員法に基づく事務のうち次に掲げる事務			
	(1) 同法第42条の規定による職員の保健、元気回復その他厚生に関する事項についての計画の樹立			
	(2) 同法第42条の規定による職員の保健、元気回復その他厚生に関する事項についての計画の実施			
二 教職員の健康管理に関する事務	1 鳥取県教育委員会職員安全衛生管理規程（平成元年鳥取県教育委員会訓令第1号）に基づく事務のうち次に掲げる事務			
	(1) 同訓令第15条第2項の規定による健康診断の検査項目等の決定			
	(2) 同訓令第24条第1項の規定による教職員の健康管理区分の決定			
	2 1に掲げるもののほか			
	(1) 特に重要なもの			

	(2) 重要なもの			
	(3) 軽易なもの			
三 学校保健安全法（昭和33年法律第56号）に関する事務	1 同法に基づく事務のうち次に掲げる事務			
	(1) 同法第15条の規定による学校の教職員の健康診断の実施			
	(2) 同法第16条の規定による治療の指示及び措置			
	2 1に掲げるもののほか			
	(1) 重要なもの			
	(2) 軽易なもの			
四 教職員の公務災害補償に関する事務	1 地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第45条の規定による補償手続に係る事務			
	(1) 重要なもの			
	(2) 軽易なもの			
五 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）に関する事務	1 同法に基づく事務のうち次に掲げる事務			
	(1) 同法第53条の2第1項の規定による学校の教職員の定期健康診断の実施			
	(2) 同法第53条の7の規定による学校の教職員の健康診断の受診者の数等の通報又は報告			
	(3) 同法第53条の8第3号の規定による学校の教職員の健康診断の期日又は期間の指定に関する指示			
	2 1に掲げるもののほか			
	(1) 重要なもの			
	(2) 軽易なもの			
六 その他の業務に関する事務	1 一から五までに掲げるもののほか			
	(1) 特に重要なもの			
	(2) 重要なもの			
	(3) 軽易なもの			

3 教育環境課

種類	事項 内容	事務処理権限の区分		
		教 育 長	専 決 権 者	委 任 決 裁 権

			者
			課長等
一 鳥取 県立学 校管理 規則(昭 和51年 鳥取県 教育委 員会規 則第9 号)に 関する 事務	1 同規則に基づく事務のうち次に掲げる事務		
	(1) 同規則第45条の規定による教育財産の用途等の変更についての指示		
	ア 重要なもの		
	イ 軽易なもの		
	(2) 同規則第48条の規定による教育財産等の目的外の使用についての指示		
	ア 重要なもの		
	イ 軽易なもの		
二 その 他の業 務に関 する事 務	1 一に掲げるもののほか		
	(1) 特に重要なもの		
	(2) 重要なもの		
	(3) 軽易なもの		

4 小中学校課

種類	事項 内容	事務処理権 限の区分		
		教 育 長	専 決 権 者	委 任 決 裁 権 者
一 任免 等に関 する事 務(市 町村立 学校の 教職員 に係る ものに 限る。)	1 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第34条の規定による任命に関する教育委員会への推薦			
	2 国又は他の地方公共団体に対する割愛の依頼又は割愛の承諾			
	3 1及び2に掲げるもののほか			
	(1) 重要なもの			
	(2) 軽易なもの			
二 服務 等に関	1 地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく事務のうち次に掲げる事務			
	(1) 同法第43条第4項の規定による服務の監督等についての技術的な基準の設定			

する事 務(市 町村立 学校の 教職員 に係る ものに 限る。)	(2) 同法第46条の規定による勤務成績の評定の計画			
	2 1に掲げるもののほか (1) 重要なもの			
	(2) 軽易なもの			
三 定数 に 関 す る 事 務 (市 町 村 立 学 校 の 教 職 員 に 係 る も の に 限 る。)	1 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第41条第2項の規定による県費負担教職員の市町村別の学校の種類ごとの定数の決定			
	2 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律第19条の規定による学級編制の基準又は公立義務教育諸学校の教職員の総数についての文部科学大臣への報告			
	3 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律施行規則(昭和33年文部省令第19号)に基づく事務のうち次に掲げる事務			
	(1) 同令第1条の規定による義務教育諸学校の学級編制及び教職員配当の基準の文部科学大臣への報告			
	(2) 同令第2条の規定による義務教育諸学校の教職員定数及び標準学級数の文部科学大臣への報告			
	4 1から3までに掲げるもののほか			
	(1) 特に重要なもの			
	(2) 重要なもの (3) 軽易なもの			
四 義務 教育諸 学校の 教科用 図書の 無償措 置に関 する事 務	1 義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第12条第2項の規定による教科用図書採択地区の設定又は変更についての市町村教育委員会の意見の聴取			
	2 義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令(昭和39年政令第14号)に基づく事務のうち次に掲げる事務			
	(1) 同令第2条の規定による受領証明書の作成及び交付			
	(2) 同令第4条の規定による受領冊数集計報告書の作成及び文部科学大臣への提出			
	(3) 同令第5条の規定による給与名簿の作成及び給与児童生徒数の文部科学大臣への報告			
	(4) 同令第6条第1項の規定による教科用図書の無償給付等についての文部科学大臣への報告			
	(5) 同令第6条第2項の規定による教科用図書の無償給付等についての実施状況の調査又は報告の要求			
	3 1及び2に掲げるもののほか (1) 重要なもの (2) 軽易なもの			
五 教科 書の発 行に関 する臨 時措置 法(昭 和23年	1 同法に基づく事務のうち次に掲げる事務			
	(1) 同法第5条第1項の規定による教科書展示会の開催			
	(2) 同法第7条第2項の規定による教科書の需要数の文部科学大臣への報告			
	2 1に掲げるもののほか			
	(1) 重要なもの (2) 軽易なもの			

法律第132号)に関する事務(市町村立学校に係るものに限る。)			
六 教育職員免許法に関する事務	1 同法に基づく事務のうち次に掲げる事務(幼稚園教諭等に係るものに限る。)		
	(1) 同法第11条の免許状の取上げに係る聴聞の実施		
	(2) 同法第13条第1項の規定による免許状の失効又は取上げに係る公告及び通知		
	2 教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律(平成19年法律第98号)附則第2条の規定による免許状の修了確認期限の確認、延期及び免除		
	(1) 重要なもの		
	(2) 軽易なもの		
	3 1及び2に掲げるもののほか		
	(1) 重要なもの		
七 その他の業務に関する事務	1 エキスパート教員の認定(市町村立学校に係るものに限る。)		
	2 研究指定校の指定(市町村立学校に係るものに限る。)		
	3 海外派遣教職員の決定(市町村立学校に係るものに限る。)		
	4 内地留学等研修派遣教員の決定(市町村立学校に係るものに限る。)		
	5 一から六まで及び1から4までに掲げるもののほか		
	(1) 特に重要なもの		
	(2) 重要なもの		
	(3) 軽易なもの		

5 特別支援教育課

種類	事項 内容	事務処理権限の区分		
		教 育 長	専 決 権 者	委 任 決 裁 権 者 課 長 等
一 任免等に関する事務(公立特別)	1 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第34条の規定による任命に関する教育委員会への推薦			
	2 国又は他の地方公共団体に対する割愛の依頼又は割愛の承諾			
	3 1及び2に掲げるもののほか			
	(1) 重要なもの			

支援学校の教職員に係るものに限る。)	(2) 軽易なもの			
二 服務等に関する事務(公立特別支援学校の教職員に係るものに限る。)	1 地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく事務のうち次に掲げる事務			
	(1) 同法第43条第4項の規定によるサービスの監督等についての技術的な基準の設定			
	(2) 同法第46条の規定による教職員の勤務成績の評定の計画			
	2 1に掲げるもののほか			
	(1) 重要なもの			
	(2) 軽易なもの			
三 公立義務教育諸学校の教職員の定数に関する事務(公立特別支援学校の教職員に係るものに限る。)	1 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第41条第2項の規定による県費負担教職員の市町村別の学校の種類ごとの定数の決定			
	2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第54条第2項の規定による文部科学大臣への定数の報告			
	3 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律施行規則に基づく事務のうち次に掲げる事務			
	(1) 第1条の規定による義務教育諸学校の学級編制及び教職員配当の基準の文部科学大臣への報告			
	(2) 第2条の規定による義務教育諸学校の教職員定数及び標準学級数の文部科学大臣への報告			
	4 1から3までに掲げるもののほか			
	(1) 特に重要なもの			
	(2) 重要なもの			
	(3) 軽易なもの			
四 義務教育諸学校の教科用図書に関する事務(公立特別支援学校の教職員に係るものに限る。)	1 義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第12条第2項の規定による教科用図書採択地区の設定又は変更についての市町村教育委員会の意見の聴取			
	2 義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令に基づく事務のうち次に掲げる事務			
	(1) 同令第2条の規定による受領証明書の作成及び交付			
	(2) 同令第4条の規定による受領冊数集計報告書の作成及び文部科学大臣への提出			
	(3) 同令第5条の規定による給与名簿の作成及び給与児童生徒数の文部科学大臣への報告			
	(4) 同令第6条第1項の規定による教科用図書の無償給付等についての文部科学大臣への報告			
	(5) 同令第6条第2項の規定による教科用図書の無償給付等についての実施状況の調査又は報告の要求			

るもの に限 る。)	3 1及び2に掲げるもののほか			
	(1) 重要なもの			
	(2) 軽易なもの			
五 教科 書の発 行に関 する臨 時措置 法に関 する事 務(公 立特別 支援学 校の教 職員に 係るも のに限 る。)	1 同法に基づく事務のうち次に掲げる事務			
	(1) 同法第5条第1項の規定による教科書展示会の開催			
	(2) 同法第7条第2項の規定による教科書の需要数の文部科学大臣への報告			
	2 1に掲げるもののほか			
	(1) 重要なもの			
	(2) 軽易なもの			
六 教育 職員免 許法に 関する 事務	1 同法に基づく事務のうち次に掲げる事務(幼稚園教諭等に係るものを除く。)			
	(1) 同法第11条の規定による免許状の取上げについての聴聞の実施			
	(2) 同法第13条第1項の規定による免許状の失効又は取上げに係る公告及び通知			
	2 1に掲げるもののほか			
	(1) 重要なもの			
	(2) 軽易なもの			
七 鳥取 県立学 校管理 規則に 関する 事務(特 別支援 学に係 る事務 に限 る。)	1 同規則に基づく事務のうち次に掲げる事務			
	(1) 同規則第9条第2項の規定による教育課程の編成の承認			
	(2) 同規則第11条第1項の規定による校外行事に関する基準の決定			
	(3) 同規則第14条の規定による準教科書の使用の承認			
	(4) 同規則第41条第2項の規定による職員の職務専念義務の免除についての指示			
	(5) 同規則第54条第3項の規定による学校評議員の委嘱			
	2 1に掲げるもののほか			
(1) 重要なもの				
	(2) 軽易なもの			
八 学校 教育法 施行令 (昭和 28年政 令第340 号)に 関する 事務	1 同令に基づく事務のうち次に掲げる事務			
	(1) 同令第6条の2第2項の規定による学齢児童等が視覚障害者等でなくなった旨の通知			
	(2) 同令第6条の3第2項の規定による認定就学者の氏名等の通知			
	(3) 同令第6条の3第4項の規定による認定就学者として就学することが適当でないとして認められた者に係る通知			
	(4) 同令第11条第1項又は第2項(同令第11条の2、第11条の3、第12条第2項及び第12条の2第2項において準用する場合を含む。)の規定による視覚障害者等の氏名等の通知又は学齢簿の謄本の受理			
	(5) 同令第13条の規定による学齢簿の加除訂正をした旨の通知の受理			

	(6) 同令第14条第1項又は第2項の規定による視覚障害者等の入学期日等の通知又は就学させるべき特別支援学校の指定			
	(7) 同令第15条の規定による視覚障害者等の氏名等の通知			
	(8) 同令第16条の規定による特別支援学校の指定の変更及び変更の通知			
	(9) 同令第17条の規定による視覚障害者等の区域外就学届の受理			
	(10) 同令第18条の規定による視覚障害者等の課程修了前の退学届の受理			
	2 1に掲げるもののほか			
	(1) 重要なもの			
	(2) 軽易なもの			
九 その他の業務に関する事務	1 地方公務員法第40条第1項の規定による勤務成績の評定の実施（県立特別支援学校の教職員に係るものに限る。）			
	2 エキスパート教員の認定（公立特別支援学校に係るものに限る。）			
	3 研究指定校の指定（公立特別支援学校に係るものに限る。）			
	4 海外派遣教職員の決定（公立特別支援学校に係るものに限る。）			
	5 内地留学等研修派遣教員の決定（公立特別支援学校に係るものに限る。）			
	6 県立特別支援学校の高等部等の入学者選抜に関する説明会その他の事務の処理			
	7 県立特別支援学校の高等部等の入学者選抜に係る県外からの受験の許可			
	8 特別支援学校への就学奨励に関する法律（昭和29年法律第144号）第5条の規定による提出資料の受理（県立特別支援学校に係るものを除く。）			
	9 特別支援学校への就学奨励に関する法律施行令（昭和29年政令157号）第2条各号に規定する支弁区分についての決定（県立特別支援学校に係るものを除く。）			
	10 一から八まで及び1から9までに掲げるもののほか			
	(1) 特に重要なもの			
	(2) 重要なもの			
	(3) 軽易なもの			

6 教育センター

種類	事項 内容	事務処理権限の区分		
		教 育 長	専 決 権 者	委 任 決 裁 権 者 課 長 等
一 鳥取県教育センターの管理運営に関する規則（昭和	1 同規則に基づく事務			

48年鳥 取県教 育委員 会規則 第4 号)に 関する 事務			
---	--	--	--

7 高等学校課

種類	事項 内容	事務処理権 限の区分		
		教 育 長	専 決 権 者	委 任 決 裁 権 者 課 長 等
一 任免 等に関 する事 務(県 立高等 学校の 教職員 に係る ものに 限 る。)	1 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第34条の規定による任命に関する教育委員会への推薦			
	2 国又は他の地方公共団体に対する割愛の依頼又は割愛の承諾			
	3 1及び2に掲げるもののほか			
	(1) 重要なもの (2) 軽易なもの			
二 定数 に関す る事務 (県立 高等学 校の教 職員に 係るも のに限 る。)	1 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第54条第2項の規定による文部科学大臣への報告			
	2 1に掲げるもののほか			
	(1) 重要なもの (2) 軽易なもの			
三 教科 書の発 行に関 する臨	1 同法に基づく事務のうち次に掲げる事務			
	(1) 同法第5条第1項の規定による教科書展示会の開催			
	(2) 同法第7条第2項の規定による教科書の需要数の文部科学大臣への報告			
	2 1に掲げるもののほか			

時措置 法に関 する事 務(県 立高等 学校に 係るも のに限 る。)	(1) 重要なもの			
	(2) 軽易なもの			
四 鳥取 県立学 校管理 規則に 関する 事務(県 立高等 学校に 係るも のに限 る。)	1 同規則に基づく事務のうち次に掲げる事務			
	(1) 同規則第9条第2項の規定による教育課程の編成の承認			
	(2) 同規則第11条第1項の規定による校外行事に関する基準の決定			
	(3) 同規則第14条の規定による準教科書の使用の承認			
	(4) 同規則第41条第2項の規定による職員の職務専念義務の免除についての指示			
	(5) 同規則第54条第3項の規定による学校評議員の委嘱			
	2 1に掲げるもののほか			
	(1) 重要なもの			
	(2) 軽易なもの			
	五 学校 教育法 施行令 に關す る事務 (県立 高等学 校に係 るもの に限 る。)	1 同令に基づく事務のうち次に掲げる事務		
(1) 同令第33条の2の規定による連携科目等の指定及び第33条の3の規定による公示				
(2) 同令第34条第2項の規定による連携科目等の追加指定、指定の変更又は指定の解除				
(3) 同令第34条第3項の規定による指定技能教育施設の届出又は連携科目等の追加指定、指定の変更若しくは指定の解除に係る公示				
(4) 同令第35条第2項の規定による指定技能施設の廃止の届出に係る公示				
(5) 同令第36条第1項の規定による指定技能教育施設の指定の解除及び同条第2項の規定による公示				
(6) 同令第37条の規定による技能教育施設の指定基準への適合等に関する調査				
2 1に掲げるもののほか				
(1) 重要なもの				
(2) 軽易なもの				
六 その 他の業 務に関 する事 務	1 地方公務員法第40条第1項の規定による勤務成績の評定の実施(県立高等学校の教職員に係るものに限る。)			
	2 エキスパート教員の認定(県立高等学校に係るものに限る。)			
	3 研究指定校の指定(県立高等学校に係るものに限る。)			
	4 県立高等学校の入学選抜学力検査の実施			
	5 県立高等学校の県外志願者の出願の許可			
	6 旅館業法(昭和23年法律第138号)第3条第4項の規定により学校(特別支援学校を除く。)周辺の旅館業の経営許可に関し、知事に意見を述べること。			
	7 一から五まで及び1から6までに掲げるもののほか			
	(1) 特に重要なもの			
	(2) 重要なもの			

	(3) 軽易なもの			
--	-----------	--	--	--

8 家庭・地域教育課

事項		事務処理権限の区分		
種類	内容	教 育 長	専 決 権 者	委 任 決 裁 権 者
			課 長 等	課 長 等
一 社会 教育法 (昭和 24年法 律第207 号)に 関する 事務	1 同法に基づく事務のうち次に掲げる事務			
	(1) 同法第7条の規定による知事又は他の行政庁への広報宣伝の協力			
	(2) 同法第8条の規定による知事及び関係行政庁への社会教育に必要な資料の提供 その他の協力の依頼			
	(3) 同法第9条の4第4号の規定による社会教育主事の資格の認定			
	(4) 同法第9条の6の規定による社会教育主事及び社会教育主事補の研修の実施			
	(5) 同法第11条第1項の規定による社会教育関係団体に対する指導又は助言			
	(6) 同法第13条の規定による社会教育関係団体に対する補助金を交付しようとする 場合における社会教育委員の会議からの意見聴取			
	(7) 同法第14条の規定による社会教育関係団体に対する報告の要求			
	(8) 同法第39条の規定による法人の設置する公民館の運営等に対する指導及び助言			
	(9) 同法第40条の規定による公民館の事業等の停止の命令			
	(10) 同法第42条第2項において準用する法第39条の規定による公民館類似施設に対 する指導又は助言			
	(11) 同法第46条の規定による社会教育のための学校施設利用の協議			
	(12) 同法第48条の規定による社会教育の講座の開設の要求			
	2 1に掲げるもののほか			
(1) 重要なもの				
(2) 軽易なもの				
二 その 他の業 務に関 する事 務	1 一に掲げるもののほか			
	(1) 特に重要なもの			
	(2) 重要なもの			
	(3) 軽易なもの			

9 図書館

事項		事務処理権限の区分		
種類	内容	教 育 長	専 決 権 者	委 任 決 裁 権

			者
		課長等	課長等
一 鳥取県立図書館管理規則（平成2年鳥取県教育委員会規則第2号）に関する事務	1 同規則に基づく事務		

10 人権教育課

事項		事務処理権限の区分		
種類	内容	教 育 長	専 決 権 者	委 任 決 裁 権 者
			課 長 等	課 長 等
一 鳥取県進学奨励資金貸与規則を廃止する規則（平成14年鳥取県教育委員会規則第23号）附則第2項の規定によりな	1 同規則に基づく事務のうち次に掲げる事務			
	(1) 同規則第14条第2項の規定による奨学金の即時返還の命令			
	(2) 同規則第15条第3項の規定による奨学金の返還債務の履行の猶予の決定			
	(3) 同規則第16条第3項の規定による奨学金の返還債務の免除の決定			
	(4) 同規則第20条において準用する同規則第15条第3項の規定による通学用品等助成金の返還債務の履行の猶予の決定			
	(5) 同規則第20条において準用する同規則第16条第3項の規定による通学用品等助成金の返還債務の免除の決定			
	2 1に掲げるもののほか			
(1) 重要なもの				
(2) 軽易なもの				

おその効力を有することとされる鳥取県進学奨励資金貸与規則(昭和57年鳥取県教育委員会規則第4号)に関する事務				
二 鳥取県育英奨学資金貸与規則(昭和35年鳥取県教育委員会規則第5号)に関する事務	1 同規則に基づく事務のうち次に掲げる事務 (1) 同規則第5条の5の規定による奨学生の決定 (2) 同規則第6条第2項の規定による奨学生の決定の取消し (3) 同規則第8条の規定による奨学資金の貸与の休止 (4) 同規則第8条の2の規定による奨学資金の貸与期間の延長 (5) 同規則第9条の規定による奨学資金の貸与の取りやめ ア 本人からの届出によるもの イ ア以外のもの (6) 同規則第11条第4項の規定による奨学資金の即時返還の命令 (7) 同規則第12条の規定による奨学資金の返還猶予 (8) 同規則第13条の規定による奨学資金の返還に係る債務の免除 2 1に掲げるもののほか (1) 重要なもの (2) 軽易なもの			
三 鳥取県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸与規則(昭和50年鳥取県教育委	1 同規則に基づく事務のうち次に掲げる事務 (1) 同規則第5条の規定による修学奨励金の貸与の決定 (2) 同規則第8条第1項の規定による修学奨励金の貸与の打切り ア 本人からの届出によるもの イ ア以外のもの (3) 同規則第8条第2項の規定による修学奨励金の貸与の休止 (4) 同規則第11条第4項の規定による修学奨励金の返還債務の履行の猶予の決定 (5) 同規則第11条の2第3項の規定による修学奨励金の返還債務の免除の決定 2 1に掲げるもののほか (1) 重要なもの (2) 軽易なもの			

員会規則第1号)に関する事務			
四 その他の業務に関する事務	1 人権教育に係る研究校等の指定		
	2 教育総合推進地域の指定		
	3 一から三まで並びに1及び2に掲げるもののほか		
	(1) 特に重要なもの		
	(2) 重要なもの		
	(3) 軽易なもの		

11 文化財課

種類	事項 内容	事務処理権限の区分		
		教 育 長	専 決 権 者	委 任 決 裁 権 者 課 長 等
一 文化財保護法(昭和25年法律第214号)に関する事務	1 同法に基づく事務のうち次に掲げる事務			
	(1) 同法第99条第2項の規定による発掘の目的等についての国の機関との協議			
	(2) 同法第100条第2項において準用する同条第1項の規定による文化財の所有者への返還又は警察署長への通知			
	(3) 同法第102条の規定による文化財の鑑査並びに警察署長への通知及び差戻し			
	(4) 同法第103条の規定による文化財の警察署長への引渡し			
	(5) 同法第105条第1項及び第3項の規定による報償金の額の決定又は支給			
	(6) 同法第107条の規定による文化財の譲与			
	(7) 同法第110条第1項の規定による史跡名勝天然記念物の仮指定			
	(8) 同法第110条第2項の規定による史跡名勝天然記念物の仮指定を行った旨の文部科学大臣への報告			
	(9) 同法第110条第3項において準用する同法第109条第3項の規定による仮指定を行った場合の官報での告示、及び所有者又は権原に基づく占有者への通知			
	(10) 同法第112条第1項の規定による史跡名勝天然記念物の仮指定の解除			
	(11) 同法第143条第3項の規定による伝統的建造物群保存地区に関する都市計画の知事への意見陳述			
	(12) 同法第154条第1項の規定による聴聞の実施			
	(13) 同法第182条第3項の規定による文化財に関する条例の制定若しくは改廃又は文化財の指定若しくは解除を行った場合の文化庁長官への報告			
	(14) 同法第184条第1項の規定により処理する事務			
	(15) 同法第185条の規定による重要文化財等の管理の責任者の指定			
(16) 同法第186条第1項の規定による文化庁長官からの委託を受けた事務				

	(17) 同法第186条第2項において準用する同法第39条の規定による修理等の責任者の指定			
	(18) 同法第187条第1項の規定による重要文化財等の管理等の受託又は技術指導の実施			
	(19) 同法第187条第2項において準用する同法第39条の規定による重要文化財等の修理等の責任者の指定			
	(20) 同法第188条の規定による文部科学大臣又は文化庁長官への意見の具申			
	(21) 同法第189条の規定による文化財の保存及び活用についての文部科学大臣又は文化庁長官に対する意見の具申			
	2 1に掲げるもののほか			
	(1) 重要なもの			
	(2) 軽易なもの			
二 鳥取 県文化 財保護 条例 (昭和 34年鳥 取県条 例第50 号)に 関する 事務	1 同条例に基づく事務のうち次に掲げる事務			
	(1) 同条例第4条第2項(同条例第25条第2項、第30条第2項、第31条の2第3項及び第35条の2第2項において準用する場合を含む。)の規定による文化財の指定についての所有者等の同意の請求			
	(2) 同条例第6条(同条例第7条第4項、第28条、第35条及び第35条の8において準用する場合を含む。)の規定による文化財の管理に関する指示			
	(3) 同条例第11条第2項(同条例第12条第4項、第22条第2項、第28条の2第2項、第29条第2項、第35条及び第42条第2項において準用する場合を含む。)の規定による文化財の管理に関する指示			
	(4) 同条例第11条第3項(同条例第12条第4項、第22条第2項、第28条の2第2項、第29条第2項、第35条、第35条の5第4項及び第42条第2項において準用する場合を含む。)の規定による文化財の管理等についての指揮監督			
	(5) 同条例第12条第1項(同条例第28条及び第35条において準用する場合を含む。)の規定による文化財の管理方法の改善等の勧告			
	(6) 同条例第12条第2項(同条例第28条及び第35条において準用する場合を含む。)の規定による文化財の修理の勧告			
	(7) 同条例第13条第2項(同条例第28条、第35条及び第35条の5第4項において準用する場合を含む。)の規定による文化財の耐用年数の決定			
	(8) 同条例第14条第1項の規定による県指定保護文化財の現状変更等の許可			
	(9) 同条例第14条第4項(同条例第34条第3項において準用する場合を含む。)の規定による文化財の現状変更等の行為の停止の命令又は許可の取消し			
	(10) 同条例第15条第2項(同条例第35条において準用する場合を含む。)の規定による文化財の修理に関する指導及び助言			
	(11) 同条例第16条第1項(同条例第28条において準用する場合を含む。)の規定による文化財の出品の勧告			
	(12) 同条例第16条第2項(同条例第28条において準用する場合を含む。)の規定による文化財の出品の命令			
	(13) 同条例第16条第5項(同条例第28条において準用する場合を含む。)の規定による文化財の管理の責任者の指定			
	(14) 同条例第17条(同条例第28条、第35条及び第35条の8において準用する場合を含む。)の規定による文化財の現状等についての報告の要求			
	(15) 同条例第23条第1項の規定による県指定無形文化財の公開等の勧告			
	(16) 同条例第23条第2項の規定による県指定無形文化財の公開等の命令			

	(17) 同条例第24条の規定による県指定無形文化財の保存についての助言又は勧告			
	(18) 同条例第27条第2項の規定による県指定有形民俗文化財の現状変更等の行為についての指示			
	(19) 同条例第28条の3第1項の規定による県指定無形民俗文化財の記録の公開の勧告			
	(20) 同条例第28条の3第2項の規定による県指定民俗文化財の記録の公開の命令			
	(21) 同条例第28条の4の規定による県指定民俗文化財の保存についての助言又は勧告			
	(22) 同条例第31条の2第2項の規定による県指定史跡名勝天然記念物の管理団体の指定についての同意の請求			
	(23) 同条例第34条第1項の規定による県指定史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可			
	(24) 同条例第35条の5第1項の規定による県選定文化的景観の管理方法の改善等の勧告			
	(25) 同条例第35条の6第3項の規定による県選定文化的景観の現状変更等に関する指導、助言又は勧告			
	(26) 同条例第43条の規定による県選定保存技術の保存についての指導又は助言			
	2 1に掲げるもののほか			
	(1) 重要なもの			
	(2) 軽易なもの			
三 博物館法 (昭和26年法律第285号)に関する事務	1 同法に基づく事務のうち次に掲げる事務			
	(1) 同法第10条の規定による博物館の登録			
	(2) 同法第12条の規定による博物館の登録の決定及び申請者への通知			
	(3) 同法第13条第2項の規定による博物館の登録事項の変更登録			
	(4) 同法第14条の規定による博物館の登録の取消し			
	(5) 同法第15条第2項の規定による博物館の登録のまつ消			
	(6) 同法第27条第1項又は第2項(同法第29条において準用する場合を含む。)の規定による私立博物館に対する報告の要求又は指導若しくは助言			
	(7) 同法第29条の規定による博物館相当施設の指定			
	(8) 同法第29条において準用する同法第27条第2項の規定による博物館相当施設に対する報告の要求又は指導若しくは助言			
	2 博物館法施行規則(昭和30年文部省令第24号)に基づく事務のうち次に掲げるもの			
	(1) 同令第23条の規定による博物館相当施設に対する報告の要求			
	(2) 同令第24条の規定による博物館相当施設の指定の取消し及び陳述の機会の供与			
	3 1及び2に掲げるもののほか			
	(1) 重要なもの			
	(2) 軽易なもの			
四 銃砲刀剣類に関する事務	1 銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号)に基づく事務のうち次に掲げる事務			
	(1) 同法第14条第1項の規定による銃砲刀剣類の登録			
	(2) 同法第14条第3項に規定する銃砲刀剣類の登録審査委員の委嘱			
	(3) 同法第14条第4項の規定による登録をした旨の公安委員会への通知			
	(4) 同法第15条の規定による登録証の交付又は再交付			
	(5) 同法第16条の規定による登録証の返納を受けた旨の公安委員会への通知			
	(6) 同法第17条第3項の規定による銃砲刀剣類の譲受け等の届出を受理した旨の公安委員会への通知			

	(7) 同法第18条の2第1項の規定による美術刀剣類製作の承認			
	(8) 同法第18条の2第3項の規定による美術刀剣類製作の承認をした旨の公安委員会への通知			
	2 銃砲刀剣類登録規則(昭和33年文化財保護委員会規則第1号)に基づく事務のうち次に掲げる事務			
	(1) 同規則第1条第3項の規定による鑑定を行う日時等の通知			
	(2) 同規則第2条の規定による登録審査委員の任命			
	(3) 同規則第3条第1項の規定による登録審査委員に対する指示			
	(4) 同規則第6条第1項の規定による登録原票の作成			
	3 美術刀剣類製作承認規則(平成4年文部省令第3号)第2条第2項の規定による美術刀剣類の製作の承認			
	4 刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第197条第2項の規定による銃砲刀剣類の捜査に係る照会に対する報告			
	5 1から4までに掲げるもののほか			
	(1) 特に重要なもの			
	(2) 重要なもの			
	(3) 軽易なもの			
五 その他の業務に関する事務	1 一から四までに掲げるもののほか			
	(1) 特に重要なもの			
	(2) 重要なもの			
	(3) 軽易なもの			

12 博物館

種類	事項 内容	事務処理権限の区分		
		教 育 長	専 決 権 者	委 任 決 裁 権 者 課 長 等
一 鳥取県立博物館の設置及び管理に関する条例に関する事務	1 同条例に基づく事務			
二 鳥取県立博	1 同規則に基づく事務			

物館の 管理運 営に関 する規 則（昭 和47年 鳥取県 教育委 員会規 則第7 号）に 関する 事務			
---	--	--	--

13 スポーツ健康教育課

事項		事務処理権限の区分		
種類	内容	教 育 長	専 決 権 者	委 任 決 裁 権 者 課 長 等
一 学校 保健安 全に関 する事 務	1 学校保健安全法第20条の規定による学校の臨時休業の決定			
	2 学校保健安全法施行令（昭和33年政令第174号）に基づく事務のうち次に掲げる事務			
	（1） 同令第9条第1項の規定による準要保護者の認定			
	（2） 同令第10条第3項の規定による児童生徒の被患者の延数の配分			
	3 学校保健安全法施行規則（昭和33年文部省令第18号）第25条の規定による文部科学大臣への教育扶助を受けている者の総数の報告			
	4 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第57条第1項の規定による保健所に対する学校保健に関する協力の要請			
	5 1から4までに掲げるもののほか			
	（1） 重要なもの			
	（2） 軽易なもの			
二 学校 給食に 関する 事務	1 学校給食法施行令（昭和29年政令第212号）第1条の規定による学校給食の開設及び廃止の届出の受理			
	2 学校給食法施行規則（昭和29年文部省令第24号）第1条第6項の規定による学校給食の届出に関する届出書の様式その他必要な事項の決定			
	3 1及び2に掲げるもののほか			
	（1） 重要なもの			
	（2） 軽易なもの			
三 公務 災害補	1 公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令（昭和32年政令第283号）第3条第2項の規定による医療機関等の指定			

償に関する事務	2 県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則（昭和34年鳥取県教育委員会規則第11号）に基づく事務のうち次に掲げる事務			
	(1) 同規則第3条の規定による災害が公務上のものであるかどうかの認定			
	(2) 同規則第6条の2第1項の規定による新たに行うべき障害補償に関する決定			
	3 1及び2に掲げるもののほか			
	(1) 重要なもの			
	(2) 軽易なもの			
四 スポーツ振興法（昭和36年法律第141号）に関する事務	1 同法に基づく事務のうち次に掲げる事務			
	(1) 同法第4条第3項の規定による県の実情に即したスポーツの振興の計画の決定			
	(2) 同法第4条第4項によるスポーツの振興の計画の策定に係る鳥取県教育審議会の意見聴取			
	2 1に掲げるもののほか			
	(1) 特に重要なもの			
	(2) 重要なもの			
五 その他の業務に関する事務	1 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第53条の8第3項の規定による児童生徒の健康診断の期日又は期間の指定に関する指示			
	2 国民体育大会知事表彰の決定			
	3 高等学校運動部に対する強化部の指定			
	4 一から四まで及び1から3までに掲げるもののほか			
	(1) 特に重要なもの			
	(2) 重要なもの			
	(3) 軽易なもの			

別表第4

共通事項

種類	事項 内容	事務処理権限の区分	
		専決権者	委任決裁権者 所長等
一 服務 旅行、 手当等 研修に 関する 事務(教 育局及	1 地方公務員の育児休業等に関する法律第19条に規定する部分休業の承認又は取消し		
	2 職員の職務に専念する義務の免除（職務に専念する義務の特例に関する規則第2条の表第9号及び第10号の事由に該当する場合並びに管理職員の7日以上にわたる免除の場合を除く。）の承認		
	3 職員の病気休暇及び特別休暇（職員の勤務時間、休暇等に関する規則第15条の表第1号及び第2号（6日以内の場合を除く。）並びに第16条の表第2号の事由に該当する場合並びに管理職員の7日以上にわたるものを除く。）の承認		

び学校以外の教育機関(本庁組織を除く。以下この表において「教育局等」とら)に係るものに限る。)	4	職員に対する旅行命令(本庁組織以外の管理職員の外国旅行に係るものを除く。)その他の勤務命令及びその復命の受理		
	5	子ども手当の受給資格及びその額の認定		
	6	1から5までに掲げるもののほか		
		(1) 重要なもの (2) 軽易なもの		
二 鳥取県教育委員会の公印の管守に関する事務(教育局等に係るものに限る。)	1	公印の新調又は改刻の登録請求		
	2	公印の廃止の登録まつ消請求		
	3	公印の印影の印刷の承認申請		
	4	1から3までに掲げるもの以外のもの		
三 鳥取県教育委員会の文書管理に関する事務(教育局等に係るものに限る。)	1	文書管理主任及び文書管理補助員の指名		
	2	1に掲げるもの以外のもの		
五 鳥取県個人情報保護条例に関する事務	1	同条例に規定する事務のうち次に掲げるもの		
		(1)	同条例第6条の規定による個人情報取扱事務の登録又は登録の変更若しくは抹消(地方機関が要求した予算に係る事業で取り扱う個人情報に係るものに限る。)	
		(2)	同条例第14条の規定による個人情報(教育局等が管理しているものに限る。)の開示請求に対する決定、不存在通知及び期間の延長並びに第18条の2の規定による開示請求を拒否する決定	

	(3) 同条例第18条の3第1項及び第24条の2第1項の規定による事案の移送の決定(教育局等が管理している個人情報に係るものに限る。)		
	(4) 同条例第23条第1項及び第2項の規定による個人情報(教育局等が管理しているものに限る。)の訂正請求に対する決定及び期間の延長		
	(5) 同条例第24条の6第1項及び第2項の規定による個人情報(教育局等が管理しているものに限る。)の利用停止請求に対する決定及び期間の延長		
	(6) 同条例第29条及び第30条第4項の規定による個人情報(教育局等が管理しているものに限る。)の取扱いの是正の申出又は再申出に対する処理		
六 鳥取県情報公開条例に関する事務	1 同条例第7条の規定による公文書の開示請求に対する決定並びに期間の延長及び期間の延長の特例の決定(教育局等が保有している公文書に係るものに限る。)		
七 その他の業務に関する事務	1 会議等を開催すること。		
	2 表彰等の具申を行なうこと。		
	3 通達、申請、進達、副申、通知、照会、回答等		
	4 報酬を伴わない市町村等の附属機関、他団体の検討委員会等の委員等への就任の決定(本庁組織以外の職員(管理職員を除く。)に係るものに限る。)		
	5 広報、広聴及び刊行物の発行		
	6 職員の配置及び事務分掌を決定すること。		
	7 一から六まで及び1から6までに掲げるもののほか		
	(1) 重要なもの		
	(2) 軽易なもの		

別表第5

1 各教育局

事項		事務処理権限の区分	
種類	内容	専決権者	委任決裁権者 所長等
一 子ども手当に関する事務(市町村立学校教職)	1 子ども手当の受給資格及びその額の決定		

員に係 るもの に限 る。)			
-------------------------	--	--	--

2 船上山少年自然の家

事項		事務処 理権限 の区分	
種類	内容	専 決 権 者	委 任 決 裁 権 者
		所 長 等	所 長 等
一 鳥取 県立青 少年社 会教育 施設の 設置及 び管理 に關す る条例 に關す る事務	1 同条例第5条の規定による利用の許可		
二 鳥取 県立船 上山少 年自然 の家の 管理運 営に關 する規 則(昭 和52年 鳥取県 教育委 員会規 則第4 号)に 關する 事務	1 同規則に基づく事務		

3 大山青年の家

事項		事務処 理権限 の区分	
種類	内容	専 決 権 者	委 任 決 裁 権 者
		所 長 等	所 長 等
一 鳥取 県立青 少年社 会教育 施設の 設置及 び管理 に關す る条例 に關す る事務	1 同条例第5条の規定による利用の許可		
二 鳥取 県立大 山青年 の家の 管理運 営に關 する規 則(昭 和52年 鳥取県 教育委 員会規 則第3 号)に 關する 事務	1 同規則に基づく事務		

4 埋蔵文化財センター

事項		事務処 理権限 の区分	
		専	委
		所 長 等	任 決 裁 権 者

種類	内容	決	任
		権	決
		者	裁
		所	者
		長	等
		等	等
一 鳥取 県埋蔵 文化財 センタ ーの管 理運営 に關す る規則 (昭和 57年鳥 取県教 育委員 会規則 第2 号)に 關する 事務	1 同規則に基づく事務		

5 むきばんだ史跡公園

事項		事務処 理権限 の区分	
種類	内容	専	委
		決	任
		権	決
		者	裁
		所	者
		長	等
		等	等
一 鳥取 県立む きばん だ史跡 公園の 設置及 び管理	1 同条例第6条の規定による利用の許可		

<p>に 関 す る 条 例 に 関 す る 事 務</p>			
<p>二 鳥取 県立む きばん だ史跡 公園の 管理運 営に関 する規 則(平 成22年 鳥取県 教育委 員会規 則第2 号)に 関する 事務</p>	<p>1 同規則に基づく事務</p>		